平成２２年（フ）第２００３０号
東京都江東区東陽４丁目12―20―1209
債務者　米山　尚美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００３１号
東京都中野区中央５丁目５－２―101
債務者　古田伊一朗
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００３６号
東京都府中市南町２丁目28―12
債務者　青山　佳子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００３９号
東京都板橋区蓮根２丁目28―１―305
債務者　佐藤　時枝
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００４０号
東京都目黒区柿の木坂２丁目15―14―206
債務者　鈴木　　昭
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００４５号
神奈川県秦野市千村５丁目19―18―202
債務者　奥津　　智
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００４６号
埼玉県新座市栗原６丁目７―10―101
債務者　井田　静子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００４８号
東京都杉並区宮前５丁目20―６―202
債務者　佐藤まり子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００５０号
東京都千代田区東神田１丁目６―９　協和会館２階
債務者　小林　久治
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００５１号
東京都足立区辰沼２丁目15―１―201
債務者　猪狩　一幸
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００５２号
東京都江東区塩浜１丁目５－３―902
債務者　岩田　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００５３号
東京都練馬区富士見台３丁目22―12―101
債務者　倉林　利一
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００５７号
東京都練馬区大泉学園町７丁目11―42―102
債務者　藤崎　純一
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００５８号
東京都新宿区新宿６丁目11－９―401
債務者　浮邉　幸一
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００５９号
東京都西東京市保谷町６丁目13－９―301
債務者　曽根田祐樹
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００６０号
神奈川県川崎市高津区梶ケ谷６丁目２―12
債務者　黒沼　　静
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部